

令和5年7月

# 藤沢市農業委員会総会

日時：令和5年7月18日（火）午後2時23分～

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和5年7月18日（火）、本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 6 番	北 村 利 夫
2 番	三 上 健 一	1 7 番	吉 川 誠
3 番	井 出 茂 康	1 8 番	櫻 井 一 雄
4 番	齋 藤 義 治	1 9 番	宮 治 時 男
5 番	小 林 正 幸	2 0 番	佐 川 俊 夫
7 番	上 田 洋 子	2 1 番	佐 藤 智 哉
9 番	田 代 恵 美 子	2 2 番	澤 野 孝 行
1 0 番	吉 原 豊	2 3 番	平 川 勝 昌
1 1 番	山 口 貞 雄	2 4 番	神 崎 享 子
1 2 番	加 藤 登	2 5 番	福 岡 則 夫
1 3 番	西 山 弘 行		
1 4 番	漆 原 豊 彦		
1 5 番	落 合 喜 治		

欠席委員は、次のとおり

6 番	飯 田 芳 一	8 番	加 藤 義 一
-----	---------	-----	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主 幹	坂 間 英 己	上 級 主 査	永 田 誠
主 査	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 報告第 9号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 2 議案第 24号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 25号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 26号 非農地証明願について
- 日程第 5 議案第 27号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し  
出について
- 日程第 6 議案第 28号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基  
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 報告第 10号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて

開会 午後2時23分

事務局（村山勝彦事務局長） 皆様、こんにちは。ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数23名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

毎日毎日大変暑い日が続いておりまして、農作業も大変だと思います。こういう時期ですので、熱中症で搬送されるという報道も多くなっております。皆様方もお気をつけ願いたいと思います。

また、まだまだ梅雨でございますが、梅雨末期の大雨の被害が、九州や秋田のほうで大きな被害が出ております。前にも申し上げましたが、かなり浸水している田畑の映像が映し出されると、その後、どのように対処していくのだろうか、いつも気にかかっております。

また、今月の4日には、鈴木市長に農業委員会の意見書を、吉原職務代理、井出委員長、神崎副委員長、そして私の4人で提出をいたしました。

資材や原油価格が非常に高騰して高止まりをしております。農業経営の厳しさを説明しまして、今まで以上の行政のバックアップをお願いいたしました。

また、今月は、農業委員・推進委員の3年の任期が満了となります。今期はコロナで始まりましてコロナで終わるという異常な3年間でございます。

そんな中でも、今年の4月には、農業経営基盤強化促進法が改正をされまして、「人・農地プラン」が「地域計画」に法定化されました。また、「目標地図」の素案を農業委員会がつくるという法律ができました。10年後、農地を誰が耕作するのか、計画をつくれということですが、今のところ、皆目検討が付きません。地域での話し合い、あるいはアンケート調査が行われ、各農家の

皆様方の意向を把握するということですが、皆様方からも意見を多く出していただきたいと思います。

各農家でも、農家自体、答えがなかなか出ないこともあろうかと思えます。とりわけ行政や農業委員・推進委員の役割が重要視されるところでございます。そういう時期でございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、7月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（森 大晃主査） いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、1番の井上哲夫委員と2番の三上健一委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第9号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第1、報告第9号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号1は、第三者へ売却するため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたもので、この土地の売却については、日程第2、議案第24号の「農地法

第3条の規定による許可申請について」に上程されております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第9号を終了いたします。

次に移ります。

日程第2、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、耕作面積、ともに39a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原、1筆。地目、畑。地積、1,441m<sup>2</sup>。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、366a。耕作面積、274a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原、1筆。地目、畑。地積、2,505m<sup>2</sup>。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、157a。耕作面積、181a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原、2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計3,096m<sup>2</sup>。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡

大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、耕作面積、ともに2 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤、1筆。地目、畑。地積、192 m<sup>2</sup>。権利の種類、贈与による所有権移転。申請理由、譲受人、農地の一体化による有効活用のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

14番、漆原豊彦委員。

14番（漆原豊彦委員） 資料は、1ページをお開きください。

本件の申請地は、葛原にある「乗福寺」から南東に約200mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、菖蒲沢で野菜や果樹などの生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、サツマイモを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

14番、漆原豊彦委員。

14番（漆原豊彦委員） 資料は、3ページをお開きください。

本件の申請地は、葛原にある「乗福寺」から南東に約200mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、葛原などで植木等の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、植木を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

14番、漆原豊彦委員。

14番（漆原豊彦委員） 資料は、5ページをお開きください。

本件の申請地は、葛原にある「乗福寺」から南東に約200mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、菖蒲沢などで野菜などの生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、エダマメやブロッコリーを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

ここで、ちょっとお願いをしておきたいのですが、番号3の件ですけれども、新規就農の方が耕作されていたところでして、私も何度も現場へ行っていて見ましたが、一生懸命やっていました。

今回、たまたまほかの方が買われるということですが、もしどこかほかにいい場所があったら、新規就農している人に、ぜひとも紹介をしていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

ほかに何かございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号4について意見を求めます。

5番、小林正幸委員。

5番（小林正幸委員） 資料は、7ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「慶応大学入口」交差点から北に約700mの土地になります。

地区協におきまして、譲渡人と面談いたしました。

譲受人世帯は、遠藤に農地を所有し、露地野菜の生産により農業経営を行っています。

このたび、隣接する所有農地との一体化による有効活用のため、申請地を新たに取得するとのこととです。

申請地については、ダイコンなどの露地野菜を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第24号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第24号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、9 a。耕作者、同左人。当該農地、地番、用田、1筆。地目、畑。地積、994 m<sup>2</sup>。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的、農業用倉庫及び駐車場。農用地区域変更日、令和5年6月1日。農地種別、農用地区域内農地（農業用施設用地）。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、55 a。耕作者、同左人。当該農地、地番、葛原、1筆。地目、畑。地積、162 m<sup>2</sup>。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的、道路敷地。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第2種農地。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、5 a。耕作者、同左人。当該農地、地番、西俣野、2筆。地目、田現況畑。地積、筆の一部申請になりまして、合計43.99 m<sup>2</sup>。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業場。期間につきましては、令和5年9月1日から令和6年3月31日まで。農地種別、農用地区域内農地。

続きまして、番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、21 a。耕作者、同左人。当該農地、地番、西俣野、

2筆。地目、田。地積、筆の一部申請になりまして、合計118.25㎡。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業場。期間につきましては、令和5年9月1日から令和6年3月31日まで。農地種別、農用地区域内農地。

続きまして、番号5。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、216a。耕作者、同左人。当該農地、地番、西俣野、2筆。地目、田現況畑。地積、筆の一部申請になりまして、合計83.80㎡。内容、一時転用。権利の種類、賃借権設定。転用目的、仮設作業場。期間、令和5年9月1日から令和6年3月31日まで。農地種別につきましては、農用地区域内農地になります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、北村利夫委員。

16番（北村利夫委員） 資料は、9ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「新用田辻」交差点より北西に約300mの土地になります。

農地の区分は、藤沢市の農業振興地域整備計画において定められている農用地区域内にある農地となっておりますが、本計画に基づき農業水産課が農業用施設用地への用途変更手続きを行い、農業用施設に転用可能な農地になりました。

譲受人は、用田などで露地野菜などを中心に、約3ヘクタールを耕作している農家になります。現在、知人の作業場において収穫物の保管や出荷作業をしていました。

今後、農業経営の効率化や規模拡大のため、農業用倉庫及び駐車場等が必要であり、現在の耕作地に近く、接道要件もあることから、申請地が適地であると判断したとのことでした。

申請地は、北東及び北西側が道路、その他が農地になっております。

出入口は北側で、隣接地と比べると申請地は若干高くなっているため、各面の境界とは30度の勾配で法面仕上げとし、土砂等の流出を防ぎます。

また、北西側の道路との境界には既存縁石があり、隣接地の農地との境界には土留鋼板を設置し、被害防除とします。

また、敷地内は転圧し、砂利敷きとし、雨水については敷地内自然浸透処理とします。トイレ設置に伴う汚水処理については、合併浄化槽を新設します。

なお、農業用倉庫を建築するため、藤沢市開発業務課での手続き及び建築確認申請が行われていることを確認しております。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺の農地等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――  
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

14番、漆原豊彦委員。

14番（漆原豊彦委員） 資料は、13ページをお開きください。

申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「用田神社入口」交差点から東に約500mの土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

譲受人は建設業を営んでおり、申請地の北東側の土地を資材置場として利用する上で、狭い道路を車両が通行する必要があるため、農地の一部を道路敷地として転用するものです。

申請地は、東側が畑、その他は道路となっており、敷地内は転圧し、砂利敷きとします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、隣接地に影響がないよう十分

配慮することなどや、安全な車両の通行を心掛けるよう指導いたしました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3と番号4について意見を求めます。

20番、佐川俊夫委員。

20番（佐川俊夫委員） 資料は、15ページをお開きください。

番号3及び4については、申請地がとなりあっており、譲受人と転用目的が同一のため、まとめて意見をします。

申請地につきましては、境川にかかる「金沢橋」から北西に約250mの土地になります。

本件につきましては、本申請地に隣接する鉄塔の改修工事を行うため、仮設工事ヤードとして一時転用するものです。

農地の区分は、農振農用地で、農振農用地は、本来農地転用できませんが、仮設作業場としての一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

申請地は、北側が道路及び田、西側が鉄塔及び道路、東側が田及び畑、南側が畑になっております。

出入口を除き、カラーコーン及び高さ約1mのネットフェンスで仮囲いし、安全対策をします。

工事期間は、令和5年9月1日から令和6年3月31日を見込んでおります。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺の農地に十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

―― ― ― ― ―  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号5について意見を求めます。

20番、佐川俊夫委員。

20番（佐川俊夫委員） 資料は、17ページをお開きください。

申請地につきましては、境川にかかる「金沢橋」から西に約200mの土地になります。

本件につきましては、本申請地に隣接する鉄塔の改修工事を行うため、仮設工事ヤードとして一時転用するものです。

農地の区分は、農振農用地で、農振農用地は、本来農地転用できませんが、仮設作業場としての一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

申請地は、北側が畑、東側が鉄塔、西側が道路、南側が水路になっております。

出入口を除き、高さ約1mの単管ロープ柵で仮囲いし、安全対策を施します。

工事期間は、令和5年9月1日から令和6年3月31日を見込んでおります。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺の農地に十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ― ― ― ―  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第25号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第25号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第4、議案第26号「非農地証明願について」を上程いたします。

なお、本件については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

それでは、本件について、事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「非農地証明願について」、議案説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、高倉、1筆。地目、田。地積、26㎡。内容、昭和53年頃から庭敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和5年7月12日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

10番、吉原 豊委員。

10番（吉原 豊委員） 資料は、19ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「高倉公園」から北東に約300mの土地になります。

申請者は、高倉の土地を、昭和53年頃から住宅の庭敷地として利用し、現在に至っているとのことでした。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、一団の農地面積が30aを満たしていないため、「第3種農地」と判断いたします。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和5年7月12日に、私と事務局の職員で現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――  
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 26 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 26 号について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（退席委員 入室）

議長（齋藤義治委員） それでは、次に移ります。

日程第 5、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第 5、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号 1 は、葛原を中心に 262 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 2 は、打戻を中心に 188 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 3 は、千葉県睦沢町で 21 a を耕作する方の新規借受分で、このたび、藤沢市で新規参入することになりました。

当該地では、サツマイモを栽培する予定となっております。

御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号 4 は、打戻を中心に 42 a を耕作する法人の新規借受分で、当該地では、ワイン用ブドウを栽培する予定となっております。

番号 5 は、立石を中心に 222 a を耕作する方の更新借受分です。



以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第28号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第28号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、報告第10号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 本件につきましては、まず10ページから11ページまでが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が3件、藤鶴・村岡・明治地区が4件、合計8件となっております。

続きまして、12ページから17ページまでが「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区が13件、藤鶴・村岡・明治地区が7件、合計22件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —



満了でございます。御協力をいただきまして、ありがとうございました。

今回は、御存じのように新型コロナウイルスで始まりまして新型コロナウイルスで終わったということでございますが、本来でしたら、皆様方といろいろな場所へ行って研修等を行うことができるはずでございましたが、コロナ禍ということで、全てが中止となりまして、5月に一度、懇親会を行っただけでございます。

本来であれば、皆様方といろいろな意見交換等をして、地域の実情に合った農業委員会活動を行う、それが普通でしたが、何せこういう状況でございますので、いろいろなことが変化してしまいました。特に冠婚葬祭、地域のいろいろなレクリエーションですとか、昔からあった行事等全てが中止になってしまい非日常となっていました。もとに戻るのなかなか難しいと思いますけれども、これからは日常になっていくと思います。

そんな中で3年間、いろいろな面にわたり御協力をいただきました。ありがとうございました。拙い会長でございましたが、本当にありがとうございました。

一同     ありがとうございました。

議長（齋藤義治委員）     それでは、以上をもちまして7月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会     午後3時05分

以上のとおり相違ありません。

議 長                      齋 藤 義 治

署名委員 (      番)

署名委員 (      番)